

民事再生手続による担保権、特約等の変更（三）

吉 岡 伸 一

四 民事再生法上の共益債権の代位弁済と優先弁済的効力の承継

——大阪高判平成二二年五月二一日を中心——

1. 事案の概要

- (1) 株式会社T銀行とS社は、平成一三年七月二六日、銀行取引を開始した。
- (2) 株式会社U銀行は、平成一四年一月一五日、T銀行を吸収合併し、その権利義務を承継した。さらに、Xは、平成一八年一月四日、U銀行を吸収合併し、その権利義務を承継した。
- (3) S社は、平成一九年九月三日、韓国企業であるSTX社から、船舶内で使用する断熱材の製造を、報酬約一九七万アメリカドルで請け負った（以下「本件請負契約」という）。
- (4) S社は、平成一九年一月二六日、Xに対し、S社がSTX社から本件請負契約に基づき受領する報酬の前渡金約二四〇万アメリカドルの返還債務の支払保証を依頼したところ、Xはこれを承諾し、STX社に対し、支払保証書を交付して、上記前渡金返還債務を保証した。
- (5) STX社は、平成二〇年一月ころ、S社に対し、本件請負契約の報酬の前渡金として、約二四〇万アメリカド

ルを支払った。

(6) S社は、平成二〇年六月五日、大阪地方裁判所に対し、民事再生手続の開始を申し立て、同月一八日、同裁判所により、同社の民事再生手続開始が決定され、Yが管財人に選任された。

(7) Yは、平成二〇年七月一日、S T X社に対し、民事再生法四九条一項に基づき、本件請負契約を解除するとの意思表示をした。

(8) Xは、平成二〇年八月八日、S T X社に対し、前記(4)の前渡金返還債務の保証契約に基づき、約二億六五〇〇万円(約二四〇万アメリカドルを当時の為替レートで円換算した金額)を支払った。

(9) そこで、Xが、Yに対して、前渡金返還請求権は民事再生手続上の共益債権に該当するから、再生手続外での行使が認められるとして、支払った約二億六五〇〇万円につき支払いを求めた。

2. 第一審判決の概要

第一審(大阪地判平成二一年九月四日判例時報二〇五六号一〇三頁、判例タイムズ一三〇九号二一三頁、金融法務事情一八八一号五七頁、金融・商事判例一三三二号五八頁)は、次のように述べて、Xの請求を却下した。すなわち、

「弁済による代位の制度は、代位弁済者の債務者に対する求償権を確保することを目的として、弁済によって消滅するはずの原債権及びその担保権を代位弁済者に移転させ、代位弁済者がその求償権を有する限度で移転した原債権及びその担保権を行使することを認めるものである。それゆえ、代位弁済者が代位取得した原債権と求償権とは、元本額、弁済期、利息・遅延損害金の有無・割合を異にすることにより総債権額が各別に変動し、債権としての性質に差違があることにより別個に消滅時効にかかるなど、別異の債権ではあるが、代位弁済者に移転した原債

権及びその担保権は、求償権を確保することを目的として存在する附従的な性質を有し、求償権が消滅したときはこれによって当然に消滅し、その行使は求償権の存する限度によって制約されるなど、求償権の存在、その債権額と離れ、これと独立してその行使が認められるものではない。したがって、代位弁済者が原債権及び担保権を行使して訴訟においてその給付又は確認を請求する場合には、それによって確保されるべき求償権の成立、債権の内容を主張立証しなければならず、代位行使を受けた相手方は原債権及び求償権の双方についての抗弁をもって対抗することができる（昭和五九年判決、昭和六一年判決）。

そうすると、代位弁済者による原債権の行使は、求償権とは別異の債権行使ではあるものの、これを行使する場合には、必然的に求償権の存在をも主張立証することになり、その行使の可否及び範囲については求償権を行使し得る範囲を超えては認められないのであるから、民法五〇一条柱書の「自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内」とは、求償権の存在や額を行使の上限とする趣旨にとどまらず、求償権の行使に実体法上又は手続法上の制約が存する場合には、原債権がその制約に服することを意味しているものと解すべきであり、債務者としては、当該求償権に対抗できる全ての抗弁をもって、原債権の行使にも対抗できると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、前記のとおり、原債権たる本件請求権は共益債権であるが、本件求償権には、再生債権として、民事再生手続開始後は、原則として再生計画の定めるところによらなければ弁済等が許されない（民事再生法八五条一項）という行使についての手続法上の制約が存するのであるから、原債権を求償権と独立して行使することができない以上、原債権たる本件請求権の行使については、再生債権と同様の制約に服することになる。したがって、Xは、本件請求権を民事再生手続外で行使し、弁済を求めることはできず、本件請求権について給付の訴えを提起することができないといふべきである。」

3. 控訴審判決の概要

しかし、控訴審(大阪高判平成二二年五月二一日金融法務事情一八九九号九二頁、金融・商事判例一三四三号一二頁)は、主に次のように理由を示して、原判決を取り消し、第一審に差し戻した。すなわち、

「民法五〇一条からは、債務者が求償権に存する手続上の制約をもって、代位弁済者の原債権の行使に対抗することができないというべきところ、本件のように、代位弁済者(X)が民事再生法上の共益債権を弁済したものである場合には、当該共益債権の性質、当事者間及び他の債権者との公平等の見地からして、代位弁済者が民事再生手続によることなく上記共益債権(原債権)を行使することが相当でないと判断すべき場合もあり得ると解されるので、以下、この点につき検討する。

(ア) 共益債権は、民事再生手続上、同手続によらず弁済期に従った弁済義務が認められるなど、再生債権に比べて優先的な地位が付与されている。そして、共益債権となる債権は、類型的に、一般の共益債権として、①手続費用、②手続開始後の業務の継続、借入れや計画遂行に必要な費用等があり、特別の共益債権として、③相手方との公平の見地からの再生債権等からの格上げ、④再生債権者が共同で負担すべき費用としての性質を有するものなどがある。

本件請求権が共益債権とされるのは、管財人の選択によって、一方的に解除されるといふ不安定な地位を強いられる相手方の保護を図る趣旨であり、上記③の類型に該当する。ここで保護されるべき当事者として想定されているのは、一方的に契約を解除される立場にあるSTX社であり、S社に対して与信し、本件請求権を保証したXではない。しかしながら、共益債権とされた理由が相手方の保護にあるからといって、直ちに代位弁済者がその共益債権を再生手続外で行使することが許されなくなるといふのであれば、相手方の請求権が債権譲渡等によって第三者に移転した場合にも、第三者はその共益債権性を主張できないことになりかねず、共益債権とされた趣旨を根拠

に、Yが本件請求権につき民事再生手続によるべきことを主張することができるかと解するのは必ずしも相当ではないといふべきである。

(イ) 共益債権者たるSTX社はもとも本件請求権を民事再生手続外で行使することができ、Yとしては、その請求に応じなければならず、他の再生債権者は、本件請求権を弁済した後の財産からの弁済を甘受すべき立場にあつたものである。また、代位弁済したXが本件請求権を民事再生手続外で行使したとしても、もともとSTX社が民事再生手続外で行使することができる債権であつた以上、財団が不当に減少するわけではなく、他の再生債権者が損失を被るわけでもないのであるから、STX社が本件請求権を行使する場合に比べ、関係者に不利益を及ぼすことにはならないといふべきである。逆に、Xが本件請求権を民事再生手続によらなければ行使することができないとすれば、共益債権として民事再生手続外での行使を認めた場合に比べ、財団が増加し、他の再生債権者が予想外に多額の弁済を受けることが可能となる半面、Xは、損失を被ることになる。

(ウ) なお、原判決は、本件請求権が再生計画による変更後の本件求償権の額による制約を受けることになるとし、Xが本件請求権を民事再生手続によらず行使することを許せば、再生計画の認可の前後によって行使し得る本件請求権の範囲が変化し、主従的な関係にある本件求償権の制約を無意味にすると指摘している。しかし、本件請求権が再生計画による変更後の本件求償権の額による制約を受けることになるか否かの点についてはさておき、上記の指摘の点をもって、本件請求権を民事再生手続外で行使することが許されないとするのは相当でない。

(エ) 以上によれば、民事再生法の観点からしても、本件求償権に存する手続法上の抗弁をもって本件請求権の行使に対抗することはできないといふべきである。」

なお、本判決に対しては、Yが上告及び上告受理を申し立てている。

4. 参考判例1——東京地判平成一七年四月一五日(判例時報一九二二号七〇頁、金融法務事情一七五四号八五頁)

(1) 事案の概要

① Xは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の共同組織を基盤とする金融機関として農林中央金庫法等に定める業務を行い、これらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とする法人である。他方、Yは、スポーツ関連のビデオ・ソフトの輸入販売及びオフイシャルグッズの輸入販売等を目的とする株式会社である。

② Xは、平成一五年九月二五日、東京税関との間で、Yが、東京税関に対して負担する関税及び消費税を納付期限までに納付しないときは、Xが当該税額及びその延滞税額を納付する(ただし、極度額を五〇〇万円とし、保証期間を平成一五年一〇月一日から平成一六年六月三〇日までとする。)旨約した(以下、この保証契約を「本件保証契約」という)。

③ Yは、平成一六年三月三〇日、東京地方裁判所に民事再生の申立てをし、同年四月六日、Yにつき民事再生手続開始決定が出された。

④ Xは、東京税関に対し、Yの東京税関に対する租税債務(約一八〇〇万円)を第三者弁済(代位弁済)した。

⑤ そこで、Xが、再生会社であるYの東京税関に対する租税債務を代位弁済したことにより取得した求償権及び代位債権は、共益債権又は一般優先債権であり、Yの再生手続によらないで、随時弁済されるべきであるとして、Yに対し、代位弁済した租税債務の合計額である約一八〇〇万円の支払を求めた。

(2) 判決の概要

再生会社に対する租税債権が、国税徴収法八条又は地方税法一四条及び民事再生法一二二条一項により一般優先

債権とされる趣旨は、租税は、国家存立の財政的基盤であることから、再生会社に対する租税債権を債権者平等原則の例外である一般優先債権であるとして、随時の弁済を受けられるものとすることによって、租税収入の確保を図るという点にあるものと解される。とすれば、Xの東京税関に対する本件代位弁済により、東京税関において、その租税収入の確保を図ることができた以上、租税債権を一般優先債権とした趣旨は既に達成されており、それ以上になお本件代位債権を、一般優先債権として扱う必要性は、もはやないといわざるを得ない。

したがって、Xは、本件代位弁済によって、一般優先債権である本件租税債権に、一般優先債権として代位することはできない。

5. 参考判例2——東京高判平成二七年六月三〇日（金融法務事情一七五二号五四頁、金融・商事判例一二二〇号二頁）

(1) 事案の概要

① X銀行は、平成一二年六月一六日、陸屋ライオン株式会社（旧商号・陸屋莫大小株式会社。以下「破産会社」という。）との間で支払承諾約定書を交わしていたところ、次のとおり、同社から委託を受けて、同社の横浜税関等の税関に対する関税、消費税及び地方消費税債務について、横浜税関等に対し保証した。

〔i〕破産会社は、平成一四年五月一五日、Xに対し、保証先を横浜税関等、保証極度額を三〇〇〇万円、平成一四年四月一日から平成一五年六月三〇日までの間に発生する関税等の延納保証を依頼し、Xはこれを承諾した（以下「本件支払承諾1」という。）。

〔ii〕Xは、本件支払承諾1に基づき、平成一四年六月一九日及び同年九月一八日、横浜税関等に対し、輸入者を破産会社、保証期間平成一四年七月一日から平成一五年六月三〇日までの一括担保（自動更新特約付き）、税額を三

〇〇〇万円、保証期間において輸入許可を受けた貨物にかかる税額が納期限までに納付されないときはXが税額及びその延滞税額を納付するという内容の保証をした(以下「本件保証契約1」という)。

(iii) 破産会社は、平成一四年一〇月二日、Xに対し、保証先を横浜税関等、保証極度額を二〇〇〇万円、平成一四年一〇月二日から平成一五年六月三〇日までの間に発生する関税等の延納保証を依頼し、控訴人はこれを承諾した(以下「本件支払承諾2」という)。

(iv) Xは、本件支払承諾2に基づき、平成一四年一〇月二日、横浜税関等に対し、輸入者を破産会社、保証期間平成一四年一〇月二日から平成一五年六月三〇日までの一括担保(自動更新特約付き)、税額を二〇〇〇万円、保証期間において輸入許可を受けた貨物にかかる税額が納期限までに納付されないときはXが税額及びその延滞税額を納付するという内容の保証をした(以下「本件保証契約2」という)。

② 破産会社は、平成一五年七月三十一日東京地方裁判所に再生手続開始を申し立て、同裁判所は同年八月六日再生手続開始決定をした。

③ Xは、当該保証契約に基づいて、横浜税関等に対し、関税等として、平成一五年八月一二日から同年一月六日にかけて合計四四八五万四六〇〇円を支払った。

④ 破産会社は、東京地方裁判所において平成一六年四月二二日破産宣告を受け、Yが破産会社の破産管財人に選任された。

⑤ そこで、XがYに対し、次のA又はBを選択的請求として、金員の支払を求めた。

A 関税等の支払によって、Xは横浜税関等が破産会社に対して有する関税等債権を弁済による代位により取得したとして、本件租税債権四四八五万四六〇〇円及びこれに対する訴状送達の日の日である平成一六年五月一四日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の遅延損害金の支払

B 関税等の支払によって、Xは破産会社に対する不当利得返還請求権を有しているとして、不当利得金四四八五万四六〇〇円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成一六年五月一四日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の遅延損害金の支払

⑥ これに対し、Yは、次のとおりと主張して争った。

ア 弁済による代位により本件租税債権を取得する旨の主張は、法律上の根拠を欠くものであって、失当である。
 イ Xによる関税等の支払は、Xが破産会社から委託を受けて締結した横浜税関等との保証契約に基づくものであるから、「法律上の原因」があり、不当利得返還請求権は成立しない。

(2) 原審判決の概要

第一審である原審（東京地判平成一七年三月九日）は、次のとおり判断して、Xの請求を棄却した。すなわち、

「(i) 国税通則法四一条及び同施行令一一一条は、抵当権に限って代位を認める趣旨である。租税債権が倒産法制上優先的な地位を与えられている根拠は、租税が国又は地方公共団体の存立及び活動の財政的な基盤となるものであり、租税を公平、確実に徴収するという政策的、公益的要請からであることに照らせば、Xが保証債務の履行として本件租税債権を弁済したとしても、本件租税債権を弁済による代位により取得することはできない。

(ii) 関税等の支払は、Xが破産会社との本件支払承諾1及び2に基づく本件保証契約1及び2の保証債務を履行として支払ったものであり、その結果として再生手続開始決定後の破産会社が本件租税債権の債務を免れたという事態が生じていること、破産会社が再生手続開始決定や破産宣告を受けることは取引先金融機関であるXにとって分子予想し得る事態であり、Xは、本件保証契約1及び2を締結する際、破産会社との間でリスクを勘案した上で保証料に関する取決めを行っているなどの事情に照らすと、契約関係に基づき保証の履行をしたXが、民法七〇三条という「法律上ノ原因ナクシテ」損失を受け、これにより破産会社が利得を受けたといえない。したがって、Xが

再生手続中の破産会社に対し共益債権たる不当利得返還請求権を有することを前提とするXの請求は、理由がない。」
これに対して、Xが第一審判決につき控訴した。

(3) 本判決の概要

控訴審である本判決は、本件訴えはそもそも訴えを提起することができないものであるからとして、本件訴えを却下した。その理由は次のとおりであった。すなわち、
〈A請求について〉

「(i) A請求は、Xが保証債務の履行として破産会社の関税等を支払ったことにより本件租税債権を民法五〇一条の弁済による代位によって取得したとし、本件租税債権は平成一六年法律第七五号附則第二条により廃止された破産法（以下「旧破産法」という。）四七条二項の財団債権に当たるとして、Yに対し本件租税債権の支払を求めめるものである。

(ii) そこで、代位による弁済によって取得したとされる本件租税債権が旧破産法四七条二号にいう「国税徴収法又ハ国税徴収ノ例ニ依リハ国税徴収ノ例ニ依リ徴収スルコトヲ得ヘキ請求権」に当たるか否かについて検討する。

旧破産法四七条が財団債権として一号から九号までを列挙し、その二号で「国税徴収法又ハ国税徴収ノ例ニ依リ徴収スルコトヲ得ヘキ請求権」を掲げている趣旨は、租税が国又は地方公共団体の存立及び活動の財政的な基盤となり、高度の公共性を有することから、租税を公平、確実に徴収すべきであるという公益的な要請によるものであつて、専ら国又は地方公共団体の租税債権ゆえに旧破産法の手続上付与された優先的な効力である。旧破産法等倒産手続法上付与された優先的な効力は、租税債権の内在的なものとして保有する固有の権利内容ではなく、各倒産手続法の立法政策上の判断によって創設的に付与されたものと解すべきである。そうすると、以上のような同項の趣旨に照らすと、私人が民法五〇一条の代位による弁済によって租税債権を取得した場合には、もはや当該私人にま

で租税債権としての優先的な効力を付与すべき理由がなくなる。

また、そもそも、民法四九九条、五〇〇条、五〇一条の弁済による代位の制度は、代位弁済者の債務者に対する求償権を確保することを目的として、弁済によって消滅するはずの債権者の債務者に対する債権（以下「原債権」という。）及びその担保権を代位弁済者に移転させ、代位弁済者がその求償権を有する限度でその原債権及びその担保権を行使することを認めるものである。それゆえ、代位弁済者が代位取得した原債権と求償権とは、別異の債権ではあるが、代位弁済者に移転した原債権は、求償権を確保することを目的として存在する附従的な性質を有し、求償権の存在やその効力と独立してその行使が認められるものではない。

A 請求は、代位弁済者である X が原債権である本件租税債権を行使して訴訟においてその給付命令を請求するものであるが、それによって確保されるべき求償権は、本件支払承諾 1 及び 2 に基づく X の破産会社に対して有する優先性のない事後求償権であり、破産宣告がされている場合は、破産債権としてしか行使できない抗弁が附着したものである。そうすると、X が民法五〇一条の弁済による代位によって取得したと主張する本件租税債権も、破産債権である求償権の限度でのみ効力を認めれば足りるものである。

以上のとおりであるから、X は代位弁済によって本件租税債権を債権として行使し請求する地位を取得したが、その債権自体は、旧破産法四七条二号の「国税徴収法又ハ国税徴収ノ例ニ依リ徴収スルコトヲ得ヘキ請求権」に当たらず、一般の破産債権に当たるものである。そうすると、本件租税債権は、破産手続によらずにこれを行使することができず（旧破産法一六条）、本件租税債権について給付の訴えを提起することができないといふべきである。(iii) したがって、X の A 請求に係る訴えは不合法であつて却下を免れない。」

（B 請求について）

(i) B 請求は、破産会社が再生手続開始後に X が破産会社の関税等を支払い、これによって破産会社は本件租税

債権の債務を免れるという利得を得たから、民事再生法一一九条六号の不当利得返還請求権に当たり、その後破産会社が破産宣告を受けるに至ったことにより上記不当利得返還請求権は旧破産法上の財産債権となったとして、Yに対し不当利得返還請求権に基づき不当利得金の支払を求めらるものである。

(ii) そこで、Xの主張する不当利得返還請求権が民事再生法一一九条六号の不当利得返還請求権に当たるか否かについて検討する。

ア 民事再生法一一九条が、共益債権とされる請求権を一号から七号まで列挙し、その六号で「不当利得により再生手続開始後に再生債務者に対して生じた請求権」を掲げている趣旨は、それが再生手続開始後に生じた、再生債務者のために支出すべきやむを得ない費用の請求権であつて(同条七号参照)、再生債権者全体の利益に資するものであることから、衡平の観点から共益債権として扱うことにしたものである。以上のような同条六号の趣旨に照らせば、不当利得返還請求権として構成する余地のあるものでも、不当利得の損失者と再生債権者全体との衡平を害するものは、同号に当たらないものと解すべきである。

しかるところ、Xは、破産会社との間の本件支払承諾1及び2に基づく本件保証契約1及び2の履行として関税等を支払ったことにより、破産会社に対する事後求償権を取得しているところ、この事後求償権は再生債権である。しかるに、Xによる関税等の支払が再生手続開始後にされたからといって、民事再生法一一九条六号の不当利得返還請求権に該当することになれば、Xは、事後求償権について再生債権者にすぎないのに、事後求償権と同一の事実関係から生ずる不当利得返還請求権については共益債権として再生手続によらないで随時弁済を受けることができることになる。しかし、これは、再生債権にすぎない事後求償権に必要以上の効力を与える結果となり、Xと再生債権者全体との衡平を害するものであるから、Xの主張する不当利得返還請求権は、民事再生法一一九条六号に当たらないといふべきであり、その後破産会社が破産宣告を受けたことにより旧破産法上の財団債権となることも

ないと解すべきである。

イ Xは、この点について、「1」主債務者である破産会社は、法律上主債務を弁済することに何ら障害がない場合には、当然にこれを履行すべきであるのに、故意に本件租税債権を支払わなかったのであって、Xとの委託の趣旨に反し、委任契約における信義則に反すること、「2」破産会社は、本件租税債権を支払うことができるのにあえて弁済を怠ったことを挙げる。

しかしながら、民事再生法一一九条六号の「不当利得返還請求権」に当たるか否かは、不当利得の損失者と再生債権者全体との衡平の観点から判断すべきところ、Xの関税等の支払により本件支払承諾1及び2に基づいてXの破産会社に対する事後求償権が発生しており、この事後求償権と同一の事実関係から生ずる不当利得返還請求権が同号に当たることを認めると、かえってXと再生債権者全体との衡平を害するものであることは前示のとおりである。したがって、上記「1」、「2」の主張が、そのとおりであるとしても、同号の不当利得返還請求権に該当する理由にならない。

しかも、破産会社は、原判決の別紙記載の各税関に対する各関税等の法定納期限が、上記別紙保証履行日（法定納期限）欄記載の各法定納期限の日付けであることを認識しており、再生手続開始後、本件における関税等を支払うことができる程度の現金及び預金を保有していたことをうかがわせる事情が存在するものの、破産会社は当時再生手続中であり、その後破産宣告を受けていることは前記認定のとおりである。これらの事情に照らせば、再生手続中である破産会社の事業資金は関税等を支払っても十分に確保されていたとは認められず、上記「1」や「2」のように評価すべきものともいえない。

iii) そして、Xが上記支払をした後である平成一六年四月二一日に破産会社が破産宣告を受け、Yが破産管財人に選任されたのであるから、Xの主張する不当利得返還請求権は、それが成立するとしても破産債権であって、破産

手続によることなく、破産管財人であるYに対し上記不当利得返還請求権に係る訴えを提起することはできないというべきである。

(iv) したがって、XのB請求に係る訴えは不適法であって却下を免れない。」

(4) 参考判例1および2の小括

以上のように、国税に関する同様に事例に関して二つの裁判例がある。しかし、国税が一般の債権に比し優先的に取り扱われる理由を、「租税は、国家存立の財政的基盤であることから、再生会社に対する租税債権を債権者平等原則の例外である一般優先債権であるとして、随時の弁済を受けられるものとすることによって、租税収入の確保を図るといふ点にある」とか「租税が国又は地方公共団体の存立及び活動の財政的な基盤となり、高度の公共性を有することから、租税を公平、確実に徴収すべきであるという公益的な要請による」とか述べて、多分に立法政策的意図から付与された特別の権利であるとしている。そして、その一方で、その国税が私人である保証人により代位弁済された後は、「その租税収入の確保を図ることができた以上、租税債権を一般優先債権とした趣旨は既に達成されており、それ以上におも本件代位債権を、一般優先債権として扱う必要性は、もはやない」とか、「私人が民法五〇一条の代位による弁済によって租税債権を取得した場合には、もはや当該私人にまで租税債権としての優先的な効力を付与すべき理由がなくなる」という理由で他の債権者と平等な一般債権となるとしている。

しかし、「一般債権者としてはもともと滞納分が配当財源から控除されるはずだったのであり、保証期間が存在したからといって配当財源視すべきではない。」(佐々木修「破産手続において租税優先性の代位を否定した事例に関する問題点(参考判例2の判例批評)」銀行法務二二第六七六号五八頁)と思う。両裁判例の結論については、非常に疑問が多いところである。

6. 参考判例3 —— 大阪高判平成二二年一〇月一六日 (金融法務事情一八九七号七五頁)

(1) 事案の概要

本件は、破産者株式会社A (以下「破産会社」という。) の委託を受けて、破産会社の従業員九名に対し、破産手続開始決定の前月である平成一九年七月分の給料計約二四〇万円を立替払いしたXが、弁済による代位 (民法五〇一条) によって、従業員が破産会社に対して有する給料債権を原債権として取得したとして、上記原債権に基づき、破産会社の破産管財人であるYに対し、約二四〇万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 原審判決の概要

第一審である原審 (大阪地判平成二二年三月一二日金融法務事情一八九七号八三頁) は、第三者が給料の立替払いをした場合には、労働者保護の観点から給料債権を財団債権とした破産法の趣旨が達成されることから、原債権は、特段の事情のない限り財団債権に当たらないが、本件においては、Xが取得した原債権には、財団債権としての優先的な効力を付与すべき特段の事情があるとして、Xの請求を認容した。

Yは、これを不服として控訴した。

(3) 本判決の概要

しかし、控訴審である本判決は、主に次のように理由を示して、原判決を取り消し、本件訴えを却下した。すなわち、

「上記1で認定した事実によれば、Xは、弁済をしなければ債権者から執行を受け、又は自分の権利が価値を失う地位にある者ではないから、民法五〇〇条にいう「弁済をするについて正当な利益を有する者」に当たるとはいえない。

しかしながら、Xは、破産会社との委任又は準委任契約に基づき、債務者である破産会社のために給料債権につ

いて弁済をした者であるから、委任事務処理費用の償還請求権(民法六五〇条)として求償権を取得し(以下「本件求償権」という)、弁済と同時に、債権者である上記従業員らの承諾を得て、債権者に代位をすることができ(民法四九九条一項)。そして、上記1で認定した事実によれば、破産会社の従業員九名は、八月二一日、それぞれXによる立替払いであることの説明を受けた上で給料を受領し、受領証(破産申立代理人P弁護士宛の用紙であるが、上記給料受領の経緯によれば、実際はXに宛てた受領証であったものと認められる。)に署名押印することにより、異議なく弁済を受領したものと認められるから、同時に、給料債権がXに移転することも承諾したとみるのが相当である。

以上によれば、Xは、弁済による代位(民法五〇一条)によって、従業員九名が破産会社に対して有する給料請求権を原債権として取得したものと見える。また、Xが破産会社の依頼によって立替払いをした以上、破産会社は、原債権の移転をも承諾したというべきであり、Xは、債務者である破産会社に対して、任意代位の効果(原債権の移転)を対抗することができる。

破産法一四九条一項が、破産者の使用人の未払給料請求権及び退職手当請求権の一部を財団債権とした趣旨は、労働債権の中でも、破産手続開始直前の労働の対価に相当する部分は、労働者の当面の生活維持のために必要不可欠であり、破産開始後直ちに確実な弁済を受けることが望ましいと考えられるところにあると解される。このように、同法一四九条一項所定の使用人の給料請求権は、労働債権の保護という政策的配慮に基づき創設的に付与された財団債権であるが、第三者が破産手続開始前の使用人の給料を立替払いした場合には、労働者保護の必要性という上記政策的には既に達成されていることになる。この場合に、労働者でない第三者が弁済による代位によって取得した原債権をも財団債権として扱うことは、本来は総債権者のための共益費用という財団債権の性質を有しない

にもかかわらず、政策的見地から財団債権とされた債権を、当該政策目的を超えて、総破産債権者らの負担において保護することに他ならないというべきである。

また、そもそも弁済による代位の制度（民法五〇一条）は、代位弁済者の債務者に対する求償権を確保するために、弁済によって消滅するはずの原債権及び担保権を法の規定によって代位弁済者に移転させ、代位弁済者が求償権の範囲内で原債権及びその担保権を行使することを認める制度である。このとき、求償権と原債権とは別異の債権であるが、代位弁済者に移転した原債権及びその担保権は、求償権を確保することを目的として存在する附從的な性質を有し、求償権が消滅したときはこれによって当然に消滅し、その行使は求償権の存する限度によって制約されるなど、求償権の存在や債権額と離れ、独立してその行使が認められるものではない。そうすると、原債権によって確保されるべき求償権が破産債権（破産法二条五項）にすぎず、破産手続によらなければ行使することができない権利である以上、求償権に対し附從性を有する原債権についても、求償権の限度でのみ効力を認めれば足りることとなるから、第三者が弁済による代位によって取得した原債権たる労働債権は財団債権ではなく、一般の破産債権として取り扱われるものと解するのが相当である。」

7. 参考判例 4 — 横浜地川崎支判平成二二年四月二三日（金融・商事判例一三四二号一四頁）

(1) 事案の概要

本件は、破産手続開始決定を受けた会社の従業員の未払い給与分をY（独立行政法人労働者健康福祉機構）が同会社に代わり立替支払ったことにより、Yが取得した求償債権及び代位取得した上記未払給与債権につき、破産手続上、破産債権として扱うべきで、財団債権として扱うべきではないとして、破産管財人（X）が上記求償債権及び代位債権につき財団債権ではないことの確認を求めた事案である。

(2) 本判決の概要

本判決は、次のように述べて、本件債権を財団債権であるとした。すなわち、

「原債権は、破産手続開始前三月間の破産者の使用人の給料債権であるから、本件代位債権も労働者の未払給料債権という性質は失わないものというべきである。そして、破産手続開始前三月間の破産者の使用人の給料の請求権は財団債権とされる(破産法一四九条一項)ところ、この規定は、使用人(労働者)の保護という政策的目的によるものであり、また、Yは、破産手続開始決定を受けた事業主に代わり、労働者の請求に基づき賃金の立替払をすることが義務付けられているのである(独立行政法人労働者健康福祉機構法一二条六号、賃確法七条)から、事業者の信用不安に関するリスク回避を講じることは予定されておらず、Yによる上記立替払は、最終的には優先的に支払われる賃金債権について、早期に支払うということと上記労働者保護の目的に合致しているものといえる。以上の趣旨からすれば、本件代位債権も、破産法一四九条一項により財団債権とするのが相当である。」

(3) 参考判例3および4の小括

以上のように、労働債権に関する同様に事例に関しても二つの裁判例がある。しかし、労働債権については、下級審の判断は上記のように分かれている。一方は、立て替えた者に移った段階では優先弁済権を失うとしているが、もう一方は、優先弁済的効力を承継するとしている。

この違いについて、一方は私人が代位弁済した例であり、他方は独立行政法人という公的団体が代位弁済した点に求める考え方もあり得ようが、なぜその違いが正当化されるのかについて今一つ納得できる答えが見出せない。加えて、仮に、私人が給料債権のうち財団債権となる部分の一部を弁済し、残りの部分を機構が弁済した場合に、機構分のみが財団債権で私人の弁済による代位分は破産債権というのではバランスが悪いようにも思われる(高部眞規子「民事再生法上の共益債権を弁済により代位した者が民事再生手続によることなくこれ行使することの可

否」金融法務事情一八九七号三七頁)。

したがって、代位弁済者が私人と独立行政法人とで区別する見解には賛同しがたく、そうすると、代位弁済前に元の債権者が持っていた優先弁済的効力を一律に承継するとしたほうが結論としても説得力があるように思える。

8. 検討

(1) 問題の所在

ところで、弁済による代位の制度は、代位弁済者が債務者に対して取得する求償権を確保するために、弁済によって本来であれば消滅すべきはずである原債権者の債務者に対する債権(原債権)およびその担保権を、法の規定(民法五〇一条)により、代位弁済者に移転させ、代位弁済者がその求償権の範囲内で原債権及びその担保権を行使することを認める制度であると考えられている(最判昭和五九年五月二九日民集三八卷七号八八五頁、最判昭和六一年二月二〇日民集四〇卷一号四三頁)。

そして、原債権と求償権との関係については、両者が別債権であることのほか、主従的關係にあり、求償権が存在しなければ代位は生じないこと、原債権及び担保権は、求償権が消滅すると当然に消滅し、その行使は求償権の限度に制限されるなど、求償権の存在およびその債権額と離れ、独立して行使することはできないこと等が前記最高裁判決により示されている(金融法務事情一八九九号九三頁無署名コメント参照)。

ただし、これらの点に関しては、そもそも原債権が代位弁済されなければ求償権の存在を語る必要はなく、原債権が偶然にも主債務者によって弁済されなかったことから代位弁済が行われることになるのであり、原債権のほう为主であり、したがって、求償権が従であるとの考え方もある。また、原債権およびその担保権は、本来は主債務者の弁済により消滅するべきであるところ、法の規定により消滅を引き伸ばされただけであるので、求償権が消滅

すれば原債権も消滅するのは当然であるとの考え方もある。結局のところ、「主従」等と言う意味はなく、代位弁済されたときには、求償権確保のために原債権を存続させるのであり、それ以上に付加することはないのである。

とはいうものの、いずれにしても、前記昭和六一年判決は、求償権の存否やその額の制限という、実体法上の制約に関するものであるが、高裁判決の示すところによれば、今般の事案の問題の所在は、実体法ではなく、民事再生手続における優先的な取扱いという手続法上の制限の場合に、民法五〇一条柱書の「自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内」をどのように解するかという点、また、民事再生法上、その手続外で求償権者が原債権の優先的権利を行使してもよいのかという点であろう。

(2) 本件事案に対する判例批評

本件の第一審判決については、いくつかの判例批評があるが、次に示すように、いずれもすこぶる批判的である。他方、控訴審判決については、控訴審判決が出てからあまり時間が経過していないこともあるのであろうか、公刊された物が見当たらない。

批判の第一点目は、昭和六一年判決においては、求償権による原債権及び担保権行使の制約は実体法上のものと捉えられていたにもかかわらず、第一審判決は、求償権行使に対する手続法上の制約をも含むとして拡大解釈しているという点である（高橋眞「『自己の権利に基づいて求償することができる範囲』（民法五〇一条柱書）と民事再生手続」金融法務事情一八八五号一四頁、同旨…高木多喜男「民事再生手続中における共益債権への弁済と再生債権である求償権の関係」金融法務事情一八九〇号二二頁、上原敏夫「民事再生手続が開始された主債務者に代わって保証債務を履行し、再生債権となる求償権を取得した保証人が、民法五〇一条に基づいて代位取得した共益債権たる原債権を、民事再生手続外で行使することの可否（消極）」判例時報二〇七八号一七六頁。）。

第二点目は、「本件では、A（本稿では「STX社」としている。）は本件請求権を民事再生手続によらずに行使

することができる。ところで、弁済者代位によってこれをXが民事再生手続外で行使したとしても、A自ら行使する場合に比べて関係者に不利益を及ぼすことにはならない」という点である(高橋・前掲一七頁)。

第三点目は、原債権は共益債権であり再生手続外で行使しうることが民事再生法で規定されているところ、これを代位弁済により再生手続内に留めるか留めないかは民事再生法が規定すべき問題であり、民法の規定で律するものではないという点である(高木・前掲二二頁)。

第四点目は、原債権の行使が民事再生法の手続外でなし得るにもかかわらず、求償権に生じた再生計画による額の変更が原債権に及ぶとすることは矛盾するという点である(高木・前掲二二頁、上原・前掲一七六頁)。

第五点目は、債権に対する代位は、保証人の求償権確保のための債権の譲渡担保に明示しており、そうであれば、民事再生法一七七条二項の類推適用が可能ではないかという点である(高木・前掲二二頁)。

第六点目は、財団債権または共益債権の地位は、当該債権の強制履行機能の全部または一部に対して手続的制約を加えないことを意味するものであり、当該債権の移転を認める限り、財団債権性または共益債権性の承継を否定すべき理由はないという点である(伊藤眞「財団債権(共益債権)の地位再考」金融法務事情一八九七号二五頁)。

第七点目は、もし(代位した保証人の優先権が否定されるとする)否定説が採用されるとすると、保証人の犠牲の下に再生債務者(あるいは財団)の弁済率が増加することになり、当事者間の公平を害することになる(高部・前掲三六頁、同旨・松久三四頁「財団債権ないし共益債権の代位弁済と民法五〇一条柱書」金融・商事判例一三五二号一頁、上原・前掲一七七頁など)。そうすると、保証人は自己の回収を多くはかりたいと考えて、代位弁済という方法をとらずに、債権譲渡の方法によることになるであろう。

第八点目は、同様に、否定説が定着すれば、原債権に保証人がついている場合、管財人等としては、逆に保証人に保証債務の履行をさせるように努力しなければ、一般債権者への弁済に充てられる財団が減ることになるため、

管財人としての十分な善管注意義務を果たしたことになる(高部・前掲三七頁)、また、再生債務者から弁済を受けるか、保証人から弁済を受けるかにより再生債務者の手元に残る財産の額が異なることになるため、再生手続の成否にも影響が及ぶことになるため(上原・前掲一七七頁)、妥当であるとはいえない。

(3) 私見——終わりに

本件判決に最初に接した時に感じたのは次のようなことであつた。つまり、民事再生手続をとつた再生債務者が、再生手続開始決定後において当該契約を存続させて履行するよりも、契約解除したほうが有益であると判断して契約解除したため、共益債権となつたはずであり、そのほうが再生債務者に有利であると選択した結果である。にもかかわらず、その共益債権が保証人に代位弁済されると、再生債権にしかならないというのは再生債務者が二重に得をしたことにならないのか。その犠牲を保証人に押し付けてよいのかということであつた。加えて、もしそのように解釈されることが定着するならば、保証人としては、保証する場合には、債権者自身が行使することを優先的に行うことを義務付けする特約を締結し、保証人としては、その後発生する損害のみを保証することとするようにリスク回避を図る手段をとるようになるのではないかと考えた次第である。

上記(2)にも示したように、他の研究者も第一審判決には異論を唱えている。最高裁の判断が待たれるところである。